介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自　　　主　　　点　　　検　　　表

（令和5年度版）

訪問リハビリテーション

及び

介護予防訪問リハビリテーション

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者(法人)名称 | |  |
| 事業所 | 名　称 |  |
|  | 番　号 |  |
|  | 所在地 | 〒 |
|  | 電　話 |  |
|  | メール |  |
| 点検者　職・氏名 | |  |
| 点検年月日 | | 年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 越谷市 福祉部 福祉総務課 |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1　趣　　旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

つきましては、毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

2　留意事項

この自主点検表は訪問リハビリテーションの運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防訪問リハビリテーションについても訪問リハビリテーションの運営基準等に準じて（訪問リハビリテーションを介護予防訪問リハビリテーションに読み替えて）一緒に自主点検してください。

3　根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  （平成26年12月22日条例第63号） |
| 予防条例 | 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例  （平成26年12月22日条例第64号　） |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  (平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成12年2月10日厚生省告示第19号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成18年3月14日厚生労働省告示第127号） |
| 平18-0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |

介護サービス事業者自主点検表　目　次

| 項目 | 内　　容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| 第1 | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 | 5 |
| 第2 | 基本方針 |  |
| 2 | 訪問リハビリテーションの基本方針 | 5 |
| 3 | 介護予防訪問リハビリテーションの基本方針 | 5 |
| 第3 | 人員に関する基準 |  |
| 4 | 従業者の員数 | 6 |
| 5 | 介護予防訪問リハビリテーションの人員基準 | 6 |
| 第4 | 設備に関する基準 |  |
| 6 | 設備及び備品等 | 7 |
| 7 | 介護予防訪問リハビリテーションの設備基準 | 7 |
| 第5 | 運営に関する基準 |  |
| 8 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 7 |
| 9 | 提供拒否の禁止 | 8 |
| 10 | サービス提供困難時の対応 | 8 |
| 11 | 受給資格等の確認 | 8 |
| 12 | 要介護認定の申請に係る援助 | 8 |
| 13 | 心身の状況等の把握 | 8 |
| 14 | 居宅介護支援事業者等との連携 | 8 |
| 15 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 9 |
| 16 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 9 |
| 17 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 9 |
| 18 | 身分を証する書類の携行 | 9 |
| 19 | サービスの提供の記録 | 9 |
| 20 | 利用料等の受領 | 10 |
| 21 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 10 |
| 22 | 訪問リハビリテーションの基本取扱方針 | 10 |
| 23 | 介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 | 10 |
| 24 | 訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 | 11 |
| 25 | 介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 | 13 |
| 26 | 訪問リハビリテーション計画の作成 | 14 |
| 27 | 利用者に関する市町村への通知 | 15 |
| 28 | 管理者の責務 | 15 |
| 29 | 運営規程 | 15 |
| 30 | 勤務体制の確保等 | 16 |
| 31 | 業務継続計画の策定等 | 17 |
| 32 | 衛生管理等 | 18 |
| 33 | 掲示 | 20 |
| 34 | 秘密保持等 | 20 |
| 35 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 20 |
| 36 | 苦情処理 | 21 |
| 37 | 地域との連携等 | 21 |
| 38 | 事故発生時の対応 | 22 |
| 39 | 虐待の防止 | 22 |
| 40 | 会計の区分 | 24 |
| 41 | 記録の整備 | 24 |
| 42 | 電磁的記録等 | 24 |
| 第6 | 業務管理体制の整備 |  |
| 43 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 25 |
| 第7 | 介護給付費の算定及び取扱い | |
| 44 | （介護予防）訪問リハビリテーション費の算定 | 26 |
| 45 | 事業所と同一建物等に居住する利用者に対する取扱い | 28 |
| 46 | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 29 |
| 47 | 短期集中リハビリテーション実施加算 | 29 |
| 48 | 短期集中リハビリテーション実施加算（介護予防のみ） | 29 |
| 49 | リハビリテーションマネジメント加算 | 30 |
| 50 | 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い | 32 |
| 51 | サービス種類相互の算定関係 | 32 |
| 52 | サービス種類相互の算定関係（介護予防のみ） | 32 |
| 53 | 事業所の医師が計画作成に係る診療を行わなかった場合の取扱い | 32 |
| 54 | 介護予防訪問リハビリテーションの利用が12月を超える場合 | **33** |
| 55 | 移行支援加算 | 33 |
| 56 | 事業所評価加算（介護予防のみ） | 34 |
| 57 | サービス提供体制強化加算 | 35 |

| 項　目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第1　一般原則 | | | |
| 1  一般原則 | ①　暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない方が、法人の役員及び管理者になっていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第2項 |
|  | ②　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第3項 |
|  | ③　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第4項 |
|  | ④　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第5項 |
|  | ※　令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 |  |  |
|  | ⑤　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第6項 |
|  | ※　指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。  　　この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 |  | 平11老企25  第3の一の3(1) |
| 第2　基本方針 | | | |
| 2  訪問リハビリテーションの基本方針 | 訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第79条 |
| 3  介護予防訪問リハビリテーションの基本方針 | 介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第78条 |
| 第3　人員に関する基準 | | | |
|  | ※　「常勤」（用語の定義）  　　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。  　　ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取扱うことを可能とします。  　　また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1の事業者によって行われる訪問リハビリテーション事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問リハビリテーション事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 |  | 平11老企25  第2の2の(3) |
|  | ※　人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 |  |  |
|  | ※　「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の定義）  　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所におけるサービスの単位ごとの時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 平11老企25  第2の2の(4) |
|  | ※　「常勤換算方法」（用語の定義）  　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問リハビリテーションと訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が指定訪問リハビリテーション従業者と看護職員等を兼務する場合、指定訪問リハビリテーション従業者の勤務延時間数には、指定訪問リハビリテーション従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 |  | 平11老企25  第2の2の(1) |
|  | ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 |  |  |
| 4  従業者の  員数  ★ | (1)　指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の数になっていますか。  ※事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数  ：　【週 　　 時間】 | いる  いない  該当なし | 条例第80条 |
| （1）医師 | (2)　常勤の医師がいますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　事業所である病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の常勤医師との兼務を可能とするほか、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設、介護医療院であって、病院又は診療所と併設されているものについては、通所リハビリテーションの人員基準と同様に当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。 |  | 平11老企25  第3の4の1① |
| （2）  理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 指定訪問リハビリテーションの事業所ごとに1人以上の数になっていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第80条 |
| ※　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適当数置かなければなりません。 |  | 平11老企25  第3の4の1② |
| 5  介護予防  訪問リハビリテーションの人員基準  ★ | 介護予防訪問リハビリテーション事業者が訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問リハビリテーションの事業と訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問リハビリテーション事業における人員基準を満たすことをもって、介護予防訪問リハビリテーションにおける当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 条例  第79条第3項 |
| 第4　設備に関する基準 | | | |
| 6  設備及び  備品等 | 訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第81条第1項 |
|  | ※　訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けてください。なお、業務に支障がないときは、訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 |  | 平11老企25  第3の4の2(1)② |
|  | ※　設備及び備品等については、当該病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における診療用に備え付けられたものを使用することができます。 |  | 平11老企25  第3の4の2(2) |
| 7  介護予防訪問リハビリテーションの設備基準 | ※　介護予防訪問リハビリテーション事業者が訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問リハビリテーションの事業と訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問リハビリテーション事業における設備及び備品等の基準を満たすことをもって、介護予防訪問リハビリテーションにおける当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 条例  第80条第2項 |
| 第5　運営に関する基準 | | | |
| 8  内容及び手続きの説明及び同意 | サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第8条第1項） |
| ★ | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。  　ア　運営規程の概要  　イ　医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制  　ウ　事故発生時の対応  　エ　苦情処理の体制　　　　　　　　　　等 |  | 平11老企25準用(第3の1の3  (2)) |
|  | ※　同意は、利用者及び訪問リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |  |  |
|  | ②　利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか（この場合において、当該指定訪問リハビリテーション事業者は、当該文書を交付したものとみなす。）。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第8条第2項） |
|  | (1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  　　ア　指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  　　イ　指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) |  |  |
|  | (2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  | ※　②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 |  | 条例第88条  準用（第8条第3項） |
|  | ※　「電子情報処理組織」とは、指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  | 条例第88条  準用（第8条第4項） |
|  | ※　重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  　(1)　②に規定する方法のうち指定訪問リハビリテーション事業者が使用するもの  　(2)　ファイルへの記録の方式 |  | 条例第88条  準用（第8条第5項） |
|  | ※　上記承諾を得た指定訪問リハビリテーション事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記承諾をした場合は、この限りでない。 |  | 条例第88条  準用（第8条第6項） |
| 9  提供拒否  の禁止 | 正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供を拒んでいませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第9条） |
| ※　要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 |  |  |
| ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。  　ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  　イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場  　　　合  　ウ　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |  | 平11老企25準用(第3の1の3 (3)) |
| 10  サービス  提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第10条） |
| 11  受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第11条  第1項） |
| ★ | ②　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第11条  第2項） |
| 12  要介護認定の申請に係る援助 | ①　要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第12条） |
| ②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| 13  心身の状況等の把握  ★ | サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第13条） |
| 14  居宅介護支 | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第68条） |
| 援事業者等との連携  ★ | ②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| 15  法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。  　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第15条） |
| 16  居宅サービス計画に沿ったサービスの提供  ★ | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問リハビリテーションを提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第16条） |
| 17  居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第17条） |
| ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。 |  | 平11老企25準用(第3の1の3 (8)) |
| 18  身分を証する書類の携行 | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第18条） |
| ※　当該証書等には、当該事業所の名称、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名を記載するものとし、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(9)） |
| 19  サービスの  提供の記録 | ①　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第19条  第1項） |
| ★ | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 |  |  |
|  | ※　記載すべき事項には、次にあげるものが考えられます。  　ア　訪問リハビリテーションの提供日　　　イ　サービスの内容  　ウ　保険給付の額　　　　　　　　　　　　エ　その他必要な事項 |  |  |
|  | ②　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第19条  第1項） 平11老企25  準用(第3の1の3(10)②） |
|  | ③　医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12老企36  第2の5(13)①  平18-0317001別紙1第2の5  (9)① |
|  | ④　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画書に基づき提供した具体的なサービス内容等及び指導に要した時間を記録にとどめていますか。 | いる  いない  該当なし |
|  | ※　当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいですが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。 |  |  |
|  | ⑤　リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者、加算の算定に当たって根拠となった書類等）は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにしていますか。 | いる  いない  該当なし | 平12老企36  第2の5(13)②  平18-0317001別紙1の第2の5(9)② |
| 20  利用料等の受領  ★ | ①　法定代理受領サービスに該当する訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第82条第1項 |
|  | ※　法定代理受領サービスとして提供される訪問リハビリテーションについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(11)①） |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額及び訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第82条第1項  第2項 |
|  | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである訪問リハビリテーションに係る費用の額と、医療保険給付又は老人訪問リハビリテーション療養費の対象となる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律上の訪問リハビリテーションの費用の額の間に不合理な差異を設けてはいけません。 |  |  |
|  | ③　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができるが、その受領は適切に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第82条第3項 |
|  | ※　保険給付となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 |  | 準用(平11老企25 第3の1の3 (11)③） |
|  | ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第82条第4項 |
|  | ⑤　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 法  第41条第8項 |
| 21  保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第21条） |
| 22  訪問リハビリテーションの基本取扱方針 | ①　訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第83条第1項 |
| ②　自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第83条第2項 |
| 23  介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 | ①　介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第85条第1項 |
| ※　利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づく主治医との密接な連携のもとに介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行ってください。  　　また、サービスの提供に当たって、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、当該情報をもとに介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えないものとすること。なお、この場合は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師と当該事業所の医師の間で十分な連携を図るものであること。 |  | 平11老企25 第4の3の3(1)① |
|  | ※　指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこと。 |  | 平11老企25  第4の3の3 (1)② |
|  | ②　自らその提供する介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第85条第2項 |
|  | ※　提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。 |  | 平11老企25  第4の3の3 (1)⑥ |
|  | ※　指定訪問介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。 |  | 平11老企25  第4の3の3 (1)⑦ |
|  | ③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第85条第3項 |
|  | ※　介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。 |  | 平11老企25  第4の3の3 (1)③ |
|  | ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第85条第4項 |
|  | ※　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。 |  | 平11老企25  第4の3の3 (1)⑤ |
|  | ⑤　サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第85条第5項 |
|  | ※　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。 |  | 平11老企25  第4の3の3 (1)④ |
| ⑥　サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第4の3の3 (1)④ |
| 24  訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第84条第1号 |
| ※　訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行ってください。 |  | 平11老企25 第3の4の3(2)① |
|  | ※　指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこと。 |  | 平11老企25 第3の4の3(2)② |
|  | ※　サービスの提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画の修正を行い改善を図る等に努めてください。 |  | 平11老企25 第3の4の3(2)③ |
|  | ②　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第84条第2号 |
|  | ※　利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行ってください。 |  | 平11老企25  第3の4の3(2)④ |
|  | ③　常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第84条第3号 |
|  | ※　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。 |  | 平11老企25 第3の4の3(2)⑤ |
|  | ④　それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第84条第4号 |
|  | ※　サービスを行った際には、速やかに、指定訪問リハビリテーションを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録してください。 |  | 平11老企25 第3の4の3(2)⑥ |
|  | ⑤　リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第84条第5号 |
|  | ※　リハビリテーション会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。 |  |  |
|  | ※　指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。 |  | 平11老企25 第3の4の3(2)⑥ |
|  | ※　リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。 |  | 平11老企25 第3の4の3(2)⑧ |
|  | ※　指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。 |  |  |
|  | ※　リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。 |  |  |
|  | ※　リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。 |  |  |
|  | ※　リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この⑧において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
| 25  介護予防  訪問リハビリテーションの具体的  取扱方針  ★ | ①　介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第1項 |
| ②　サービスの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第1号 |
|  | ※　リハビリテーション会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。 |  |  |
|  | ③　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、上記②に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第2号 |
|  | ※　介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を明らかにするものとします。 |  | 平11老企25 第4の3の3 (2)① |
|  | ※　介護予防訪問リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 |  | 平11老企25  第4の3の3 (2)⑤ |
|  | ④　介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第3号 |
|  | ⑤　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第4号、第5号 |
|  | ※　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーションの計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。  　　また、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該リハビリテーション計画書を遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該リハビリテーション計画書は、2年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25 第4の3の3 (2)② |
|  | ⑥　介護予防通所リハビリテーションの指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、介護予防通所リハビリテーション計画書をもって介護予防訪問リハビリテーション計画書とみなしていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第6号 |
|  | ⑦　サービスの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第7号 |
|  | ⑧　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第8号 |
| ⑨　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第9号 |
|  | ※　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。 |  | 平11老企25  第4の3の3 (2)③ |
|  | ⑩　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第10号 |
|  | ⑪　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第11号 |
|  | ※　介護予防訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 |  | 平11老企25  第4の3の3 (2)① |
|  | ⑫　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第12号 |
|  | ⑬　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第13号 |
|  | ⑭　上記②から⑫までの規定は、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第86条第14号 |
|  | ⑮　介護予防支援事業者から介護予防訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を提出することに協力するよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| 26  訪問リハビリテーション計画の作成  ★ | ①　指定訪問リハビリテーション事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第85条第1項 |
|  | ※　訪問リハビリテーション計画には、次の内容を記載してください。  　ア　利用者の希望  　イ　リハビリテーションの目標及び方針  　ウ　健康状態  　エ　リハビリテーションの実施上の留意点  　オ　リハビリテーション終了の目安・時期　　等 |  | 平11老企25  第3の4の3(3)① |
|  | ※　訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 |  |  |
|  | ※　訪問リハビリテーション計画の作成にあたっては①が原則であるが、指定訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報の提供を受けて、当該情報をもとに訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えないものとします。 |  | 平11老企25  第3の4の3(3)② |
|  | ②　訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第85条第2項 |
|  | ※　訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |  | 平11老企25 第3の4の3(3)④ |
|  | ③　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該訪問リハビリテーション計画書を利用者に交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第85条第3項、第4項 |
|  | ※　訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。 |  | 平11老企25  第3の4の3(3)③ |
|  | ※　交付した訪問リハビリテーション計画書は、2年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25  第3の4の3(3)⑤ |
|  | ※　事業者が通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、通所リハビリテーション計画書を訪問リハビリテーション計画書とみなすことができます。 |  | 条例  第85条第5項 |
|  | ※　計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定してください。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意してください。 |  | 平11老企25  第3の4の3(3)⑥ |
|  | ※　指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合は、診療記録を一括して管理しても差し支えありません。 |  | 平11老企25  第3の4の3(3)⑦ |
|  | ※　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している訪問リハビリテーション事業者は、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該計画の提供に努めてください。 |  | 平11老企25  第3の4の3(3)⑧ |
| 27  利用者に関する市町村への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  　ア　正当な理由なしに訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  　イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第26条） |
|  | ※　偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせる等した者については、市町村が既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができるに鑑み、指定通所介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(15)①） |
| 28  管理者の  責務 | ①　管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第55条） |
| ②　管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |
| 29  運営規程  ★ | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、｢運営規程｣という。)を定めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第86条 |
|  | ※運営規程には、次の事項を定めるものとします。  ア　事業の目的及び運営の方針  イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  ウ　営業日及び営業時間  エ　訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額  オ　通常の事業の実施地域  カ　個人情報の取扱い  キ　虐待の防止のための措置に関する事項  ク　その他運営に関する重要事項 |  |  |
|  | ※　イの「従業者の職種、員数及び職務の内容」は、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |  |  |
|  | ※　エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問リハビリテーションに係る利用料(1割、2割又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない訪問リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問リハビリテーションを行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 |  | 平11老企25準用(第3の1の3  (19)③） |
|  | ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 |  | 平11老企25準用(第3の1の3  (19)④） |
|  | ※　キの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。  ※　令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） |  | 平11老企25準用(第3の1の3  (19)⑤） |
| 30  勤務体制の確保等  ★ | ①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第31条）  平11老企25  第3の4の3(8)② |
|  | ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |  |
|  | ②　当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって訪問リハビリテーションを提供していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を指します。 |  | 平11老企25準用(第3の1の3  (21)②） |
|  | ※　訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であってはなりません。 |  | 平11老企25 第3の4の3(5)② |
|  | ③　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第31条  第3項） |
| ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |  | 平11老企25準用(第3の1の3  (21)③） |
|  | ④　適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第31条  第4項） |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113 号）第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 |  | 平11老企25準用(第3の1の3  (21)④） |
|  | イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容  　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 |  |  |
|  | a　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  　　b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  |  |
|  | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 |  |  |
|  | ロ　事業主が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。  　　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  | 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 |  |  |
| 31  業務継続  計画の策定  等 | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第31条の2第1項） |
| ★ | ※　指定訪問リハビリテーション事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問リハビリテーションの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 |  | 平11老企25  第3の4の3(4)  (準用第3の2の3(7)①) |
|  | なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 |  |  |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 |  | 平11老企25  第3の4の3(4)  (準用第3の2の3(7)②) |
|  | イ　感染症に係る業務継続計画  　　a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  　　b　初動対応  　　c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　ロ　災害に係る業務継続計画  　　a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　c　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  | ②　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第31条の2第2項） |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  　　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 |  | 平11老企25  第3の4の3(4)  (準用第3の2の3(7)③) |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第31条の2第3項） |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  | 平11老企25  第3の4の3(4)  (準用第3の2の3(7)④) |
| 32  衛生管理等 | ①　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第32条第1項） |
| ★ | ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |  | 労働安全衛  生法第66条 |
|  | ②　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第32条第2項）  平11老企25  第3の4の3(5)  (参照第3の2の3(8)①) |
|  | ※　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。 |  |
|  | ※　手洗所等に従業者共用のタオルを設置している場合、そのタオルを感染源として感染拡大の恐れがありますので、共用タオルは使用しないでください。 |  |
|  | ③　指定訪問リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第32条第3項） |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 |  | 平11老企25  第3の4の3(5)  (準用第3の2の3(8)②) |
|  | (1)　指定訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図ること。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第32条第3項） |
|  | イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  　　　当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 |  | 平11老企25  第3の4の3(5)  (参照第3の2の3(8)②イ) |
|  | 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　　　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | (2)　当該指定訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第32条第3項） |
|  | ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針  　　　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  　　　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  　　　なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 |  | 平11老企25  第3の4の3(5)  (参照第3の2の3(8)②ロ) |
|  | (3)　当該指定訪問リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第32条第3項） |
|  | ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  　　　訪問入浴介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。  　　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 |  | 平11老企25  第3の4の3(5)  (参照第3の2の3(8)②ハ) |
|  | なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  　　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 |  |  |
|  | 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  |  |
| 33  掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第33条第1項） |
|  | ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。 |  |  |
|  | ※　指定訪問リハビリテーション事業者は、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 |  | 平11老企25準用(第3の一の3(24)①) |
|  | イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  　ロ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |  |  |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問リハビリテーション事業所内に備え付けることで掲示に代えることができることを規定したものである。 |  | 条例  第33条第2項  平11老企25  準用(第3の一の3(24)②) |
| 34  秘密保持等 | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第34条  第1項） |
| ★ | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |  |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第34条  第2項） |
|  | ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。 |  | 平11老企25準用(第3の1の3(25)②） |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第34条  第3項） |
|  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 |  | 平11老企25準用(第3の1の3  (25)③） |
| 35  居宅介護  支援事業者  に対する  利益供与の  禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（36条） |
| 36  苦情処理 | ①　サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第37条  第1項） |
| ★ | ※「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。  　ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。  　イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。  　ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。  　エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 |  | 準用(平11老企25 第3の1の3  (28)①） |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第37条  第2項） |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行ってください。 |  | 準用(平11老企25 第3の1の3  (28)②） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましい。 |  |  |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第37条第3項） |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第37条第4項） |
|  | ⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第37条第5項） |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑥の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第37条第6項） |
| 37  地域との  連携等 | ①　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第89条  準用（第38条第1項） |
| ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 |  | 平11老企25  準用(第3の1の3(29）) |
|  | ②　指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第89条  準用（第38条第2項） |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問リハビリテーション事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問リハビリテーションを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(29)②) |
| 38  事故発生時の対応 | ①　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第39条） |
| ★ | ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 |  | 平11老企25準用(第3の1の3  (30)①） |
|  | ②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第39条  第2項） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましい。 |  |
| ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。 |
|  | ③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第39条  第3項） |
|  | ※　速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 |  | 平11老企25準用(第3の1の3  (30)②） |
|  | ④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 平11老企25準用(第3の1の3  (30)③） |
| 39  虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第39条の2） |
| ★ | ※　虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 |  | 平11老企25  第3の4の3(5)  (参照第3の1の3(31)) |
|  | 〇虐待の未然防止  　　指定訪問リハビリテーション事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 |  |  |
|  | 〇虐待等の早期発見  　　指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 |  |  |
|  | 〇虐待等への迅速かつ適切な対応  　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問リハビリテーション事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 |  |  |
|  | 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 |  |  |
|  | ①　当該指定訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図ること。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第39条の2第1号） |
|  | 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕  　　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 |  | 平11老企25  第3の4の3(5)  (参照第3の1の3(31)①) |
|  | 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。  　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。  　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  　ホ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  　ト　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　当該指定訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第39条の2第2号） |
|  | 〔虐待の防止のための指針〕  　　指定訪問リハビリテーション事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  　ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項  　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平11老企25  第3の4の3(5)  (参照第3の1の3(31)②) |
|  | ③　当該指定訪問リハビリテーション事業所において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第39条の2第3号） |
|  | 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕  　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問リハビリテーション事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。  　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するととも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 |  | 平11老企25  第3の4の3(5)  (参照第3の1の3(31)③) |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第39条の2第4号） |
|  | 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕  　　指定訪問リハビリテーション事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |  | 平11老企25  第3の4の3(5)  (参照第3の1の3(31)④) |
| 40  会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第88条  準用（第40条） |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。  　ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」  　　　（平成12年3月10日 老計第8号）  　イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」  　　　（平成13年3月28日老振発第18号）  　ウ　介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日　老高発第0329第1号） |  | 平11老企25準用（第3の1の3(32)） |
| 41  記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第87条第1項 |
| ②　利用者に対する訪問リハビリテーションの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間（イに掲げる記録にあっては、5年間）保存していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第87条第2項 |
|  | ア　訪問リハビリテーション計画  　イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録  　ウ　市町村への通知に係る記録  　エ　苦情の内容等の記録  　オ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。また、同項の指定訪問リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。 |  | 平11老企25  第3の4の3(7) |
| 42  電磁的記録等 | ①　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(「受給資格等の確認」（居宅基準条例第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。))及び「サービスの提供の記録」（第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第277条第1項 |
|  | 〔電磁的記録について〕  ※　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、基準条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 |  | 平11老企25  第5の1 |
|  | ⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  　⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  | ⑶　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。  　⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ②　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。 | いる  いない  該当なし | 条例  第277条第2項 |
| 〔電磁的方法について〕  ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。  　⑴　電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。  　⑵　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  　⑶　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  　⑷　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  　　　　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 平11老企25  第5の2 |
|  |  |  |
| 第6　業務管理体制の整備 | | | |
| 43  法令遵守等  の業務管理  体制の整備 | 業務管理体制を適切に整備し､関係行政機関に届け出ていますか｡  ◎法令遵守責任者の職名･氏名   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職名･氏名 | 届出先 | 届出日 | |  |  |  | |  |  |  | | いる  いない  該当なし | 法第115条  の32第1項  施行規則  第140条の40 |
|  | 〔事業者が整備等する業務管理体制の内容〕  ◎ 事業所数が20未満  ･整備届出事項:法令遵守責任者  ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等 |  |  |
|  | ◎ 事業所数が20以上100未満  ･整備届出事項:法令遵守責任者､法令遵守規定  ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等､法令遵守規定の概要 |  |  |
|  | ◎ 事業所数が100以上  ･整備届出事項:法令遵守責任者､法令遵守規定､業務執行監査の定期的実施  ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等､法令遵守規定の概要､業務執行監査の方法の概要 |  |  |
|  | ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。  　ア　介護報酬の請求等のチェックを実施  　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  　エ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している。  　オ　法令遵守規程を整備している。  　カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| 第7　介護給付費の算定及び取扱い | | | |
| 44  (介護予防）訪問リハビリテーション費の算定 | 通院が困難な利用者に対して、指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合に、算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表4のｲ注1  平18厚労告127  別表3のｲ注1 |
| ※　(介護予防)訪問リハビリテーション費は、「通院が困難な利用者」に対して給付することとされているが、指定(介護予防)通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供など、(介護予防)ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は(介護予防)訪問リハビリテーション費を算定できるものです。  　　「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通所系サービスを優先すべきということです。 |  | 平12老企36  第2の5(3)  平18-0317001号別紙1第2の4(3) |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ①　指定(介護予防)訪問リハビリテーションは、計画的な医学的管理を行っている当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師の指示の下、実施すること。 |  | 平12老企36  第2の5(1)①  平18-0317001号 別紙1第2の4(1)① |
| 指定(介護予防)訪問リハビリテーションは、計画的な医学的管理を行っている当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療の日から3月以内に行われた場合に限って算定すること。 |  |
| 例外として、指定訪問リハビリテーション事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の計画的な医学的管理を行っている医師から情報提供（指定（介護予防）訪問リハビリテーションの必要性や利用者の心身機能や活動等に係るアセスメント情報等）を受け、当該情報提供を踏まえて、当該リハビリテーション計画を作成し、指定(介護予防)訪問リハビリテーションを実施した場合には、情報提供を行った別の医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から三月以内に行われた場合に算定すること。 |  | 平12老企36  第2の5(1)①  平18-0317001号 別紙1第2の4(1)① |
|  | ※　この場合、少なくとも3月に1回は、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の医師は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師に対して、訪問リハビリテーション計画等について情報提供を行います。 |  |  |
|  | ②　指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。 |  | 平12老企36  第2の5(1)②  平18-0317001  号 別紙1第2の4(1)② |
|  | ③　②における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録すること。 |  | 平12老企36  第2の5(1)③  平18-0317001  号 別紙1第2の4(1)③ |
|  | ④　指定訪問リハビリテーションは、指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、訪問リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則であるが、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の指定訪問リハビリテーションへ移行する際に、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16 日老認発0316 第3号、老老発0316 第2号）の別紙様式2－2―1をもって、保険医療機関から当該事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が利用者を診療するとともに、別紙様式2－2―1に記載された内容について確認し、指定訪問リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式2－2―1をリハビリテーション計画書とみなして訪問リハビリテーション費の算定を開始してもよいこととする。なお、その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して3月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回の訪問リハビリテーション計画を作成すること。 |  | 平12老企36  第2の5(1)④  平18-0317001  号 別紙1第2の4(1)④ |
|  | ⑤　訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直す。初回の評価は、訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行うこと。 |  | 平12老企36  第2の5(1)⑤  平18-0317001  号 別紙1第2の4(1)⑤ |
|  | ⑥　指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載すること。 |  | 平12老企36  第2の5(1)⑥  平18-0317001  号 別紙1第2の4(1)⑥ |
|  | ⑦　指定(介護予防)訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、1週に6回を限度に算定していますか。ただし、退院（所）の日から起算して3月以内に、医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、週12回まで算定可能である。 | いる  いない  該当なし | 平12老企36  第2の5(1)⑦  平18-0317001号別紙1第2の5(1)⑦ |
|  | ⑧　指定訪問リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあって、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問して指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合には、訪問する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該訪問の時間は介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準の算定に含めないこと。 |  | 平12老企36  第2の5(1)⑧  平18-0317001号別紙1第2の5(1)⑧ |
|  | ※　なお、介護老人保健施設又は介護医療院による（介護予防）訪問リハビリテーションの実施にあたっては、介護老人保健施設又は介護医療院において、施設サービスに支障のないよう留意してください。 |  |  |
|  | ⑨　指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達すること。 |  | 平12老企36  第2の5(1)⑨  平18-0317001号別紙1第2の5(1)⑪ |
|  | ⑩　居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、訪問リハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録すること。 |  | 平12老企36  第2の5(1)⑩  平18-0317001号別紙1第2の4(1)⑨ |
|  | ⑪　利用者が指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を受けた日に、（介護予防）訪問リハビリテーション計画の作成に必要な医師の診療が行われた場合には、当該複数の診療等と時間を別にして行われていることを記録上明確にすること。 |  | 平12老企36  第2の5(1)⑪  平18-0317001号別紙1第2の4(1)⑩ |
| 45  事業所と同一建物等に居住する利用者に対する取扱い  （介護予防も同様） | （1）　指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所のある建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は(介護予防)訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が、同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表4のｲ注2  平18厚労告127  別表3のｲ注2 |
| （2）　指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| ①〔同一敷地内建物等の定義〕  「同一敷地内建物等」とは、当該指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。  　　具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 |  | 平12老企36  第2の5(2)  準用（2（14）①） |
|  | 〔同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義〕  ②ア　「当該指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 |  | 平12老企36  第2の5(2)  準用（2（14）②イ） |
|  | イ　この場合の「利用者数」は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。  　　　この場合、「1月間の利用者の数の平均」は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。  　　　この「平均利用者数の算定」に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとします。 |  |  |
|  | また、当該指定訪問リハビリテーション事業所が、介護予防訪問リハビリテーションと一体的な運営をしている場合、介護予防訪問看護の利用者を含め計算すること。 |  |  |
|  | ③　当該減算は、訪問リハビリテーション事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。  　　具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。 |  | 平12老企36  第2の5(2)  準用（2（14）②ロ） |
|  | （同一敷地内建物等に該当しないものの例）  　・　同一敷地内であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合  　・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 |  |  |
|  | ④　①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の事業者と異なる場合であっても該当するものです。 |  | 平12老企36  第2の5(2)  準用（2（14）④） |
|  | ⑤　（同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義）  ア　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の利用者が50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。 |  | 平12老企36  第2の5(2)  準用（2（14）⑤） |
|  | イ　この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。 |  |  |
| 46  中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表4のｲ注5  (平18厚労告127別表3のｲ注5) |
| ※　対象地域　春日部市(宝珠花）等  （該当地域の正確な区域は、各市町村に確認してください) |  | 平21厚労告83 |
| （介護予防も同様） | ※　当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。 |  | 準用（平12老企36第2の2(17)） |
| 47  短期集中リハビリテーション実施加算 | 利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日(以下「退院(所)日」という。)又は要介護認定の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である場合に限る。以下「認定日」という。）から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、1日につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表4のｲ注6 |
|  | ※　短期集中リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、利用者の状態に応じて、基本的動作能力(起居、歩行、発話等を行う能力をいう。以下同じ。)及び応用的動作能力(運搬、トイレ、掃除、洗濯、コミュニケーション等を行うに当たり基本的動作を組み合わせて行う能力をいう。以下同じ。)を向上させ、身体機能の回復するための集中的なリハビリテーションを実施するものです。 |  | 平12老企36  第2の5(7)① |
|  | ※　｢リハビリテーションを集中的に行った場合｣とは、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施するものでなければなりません。 |  | 平12老企36  第2の5(7)② |
| 48  短期集中リハビリテーション実施加算  （介護予防のみ） | 利用者に対して、当該利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日又は要支援認定の効力が生じた日(当該利用者が新たに要支援認定を受けた者である場合に限る。)から起算して3月以内の期間に集中的に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127  別表3のｲ注6 |
|  | ※　集中的な介護予防訪問リハビリテーションとは、退院（所）日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合は1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上、退院 (所)又は認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合は1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施する場合をいいます。 |  | 平18-0317001号別紙1第2の4(7) |
| 49  リハビリテーションマネジメント加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表4のｲ注7 |
| ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 |  |
| リハビリテーションマネジメント加算(A)イ | □ |
| リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ | □ |
|  | リハビリテーションマネジメント加算(B)イ | □ |  |
|  | リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ | □ |  |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める基準〕  イ　リハビリテーションマネジメント加算(A)イ |  | 平27厚労告95-12号 |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (1)　 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　 (1)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(1)に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　 リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (4)　 訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (5)　 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (6)　 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (7)　 次のいずれかに適合していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (一)　指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定訪問リハビリテーショの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 | □ |  |
|  | (二)　指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 | □ |  |
|  | (8)　(1)から(7)までに掲げる基準に適合することを確認し、記録していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ  　　次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 |  |  |
|  | (1)　イ(1)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　 利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ハ　リハビリテーションマネジメント加算(B)イ  　　次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 |  |  |
|  | (1)　 イ(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　 訪問リハビリテーション計画について、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　 (1)及び(2)に掲げる基準に適合することを確認し、記録していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | 二　リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ  　　次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 |  |  |
|  | (1)　 ハ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　 利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　リハビリテーションマネジメント加算は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として実施されるものであり、リハビリテーションの質の向上を図るため、利用者の状態や生活環境等を踏まえた(Survey)、多職種協働による訪問リハビリテーション計画の作成(Plan)、当該計画に基づく状態や生活環境等を踏まえた適切なリハビリテーションの提供(Do)、当該提供内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該計画の見直し等(Action)といったサイクル(以下｢SPDCAサイクル｣という。)の構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものです。 |  | 平12老企36  第2の5(8)① |
|  | ※　｢リハビリテーションの質の管理｣とは、生活機能の維持又は向上を目指すに当たって、心身機能、個人として行うADLやIADLといった活動をするための機能、家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等と言った参加をするための機能について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを管理することをいいます。 |  | 平12老企36  第2の5(8)② |
|  | ※　リハビリテーション会議の構成員である医師の当該会議への出席については、テレビ電話等情報通信機器を使用してもよいこととする。なお、テレビ電話等情報通信機器を使用する場合には、当該会議の議事に支障のないように留意してください。 |  | 平12老企36  第2の5(8)③ |
|  | ※　大臣基準第12 号ロ⑵及びニ⑵に規定する厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム（Long-term care Informationsystem For Evidence）」（以下「LIFE」という。）を用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16 日老老発0316 第4号）を参照してください。  サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、SPDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行ってください。 |  | 平12老企36  第2の5(8)④ |
| 50  主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い  （介護予防も同様） | (介護予防)訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設又は介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、(介護予防)訪問リハビリテーション費は算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表4のｲ注8  平18厚労告127  別表3のｲ注7 |
| ※　「急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示があった場合」とは、保険医療機関の医師が、診療に基づき、利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要性を認め、計画的な医学的管理の下に、在宅で療養を行っている利用者であって通院が困難なものに対して、訪問リハビリテーションを行う旨の指示を行った場合をいいます。 　この場合は、その特別の指示の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるため、訪問リハビリテーション費は算定しません。 |  | 平12老企36  第2の5(9)  平18-0317001別紙1第2の4(8) |
| 51  サービス  種類相互の算定関係 | 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問リハビリテーション費は算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表4のｲ注9 |
| 52  サービス種類相互の算定関係  (介護予防のみ） | 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問リハビリテーション費は算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127別表4のｲ注8 |
| 53  事業所の医師が計画作成に係る診療を行わなかった場合の取扱い | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を減算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表4のｲ注10  平18厚労告127  別表3のｲ注9 |
| 〔別に厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
| 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定（介護予防）訪問リハビリテーションを行った場合の減算に係る基準 |  |  |
| （介護予防も同様） | ①　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
| (1)　指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| (2)　当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていますか。 | いる  いない  該当なし |
|  |
| (3)　当該情報の提供を受けた指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ②　①の規定に関わらず、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、①(1)及び(3)に掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、（介護予防）訪問リハビリテーション費を算定していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　訪問リハビリテーション計画は、原則、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、当該医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が共同して作成するものです。 |  | 平12老企36  第2の5(10) |
|  | 指定訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている利用者であって、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合に、別の医療機関の医師からの情報をもとに、当該事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問リハビリテーション計画を作成し、当該事業所の医師の指示に基づき、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを実施した場合について、例外として基本報酬に20 単位を減じたもので評価したものです。 |  |  |
|  | 「当該利用者に関する情報の提供」とは、別の医療機関の計画的に医学的管理を行っている医師から指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の別紙様式2－2―1のうち、本人の希望、家族の希望、健康状態・経過、心身機能・構造、活動（基本動作、移動能力、認知機能等）、活動（ADL）、リハビリテーションの目標、リハビリテーション実施上の留意点等について、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が十分に記載できる情報の提供を受けていることをいいます。 |  |  |
| 54  介護予防訪問リハビリテーションの利用が12月を超える場合  (介護予防のみ) | 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防リハビリテーションを行う場合は、1回につき所定単位数を減算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127  別表3のｲ注10 |
| ※　指定介護予防訪問リハビリテーションの利用が12月を超える場合は、介護予防訪問リハビリテーション費から5単位減算する。なお、入院による中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする。また、本取扱いについては、令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものであること。 |  | 平18-0317001  別紙1第2の4(9) |
| 55  移行支援  加算 | 次の適合しているものとして市長に届け出た事業者が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間(加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月まで)の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表4のロ  平27厚告94-  9号 |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める基準〕  　イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95-13号 |
|  | (1)　評価対象期間において訪問リハビリテーションの提供を終了した者のうち、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号通所事業（通所介護相当サービス）その他の社会参加に資する取組(以下｢通所介護等｣という。)を実施した者の占める割合が、100分の5を超えていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　評価対象期間中に訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けること(以下｢居宅訪問等｣という。)により、訪問リハビリテーション終了者の通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、三月以上継続する見込みであることを確認し、記録していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| ロ　12を事業所の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上となっていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ハ　訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　移行支援加算におけるリハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のADL及びIADLを向上させ、通所介護等に移行させるものです。 |  | 平12老企36  第2の5(11)① |
|  | ※　｢その他社会参加に資する取組｣には、医療機関への入院や介護保険施設への入所、訪問リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護等は含まれず、算定対象となりません。 |  | 平12老企36  第2の5(11)② |
|  | ※　別に厚生労働大臣が定める基準イにおいて、(1)通所介護を実施した者の占める割合及び　(2)12月を訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数については、小数点第3位以下は切り上げます。 |  | 平12老企36  第2の5(11)③ |
|  | ※　平均利用月数については、以下の式により計算します。  　イ　（i）に掲げる数÷（ii）に掲げる数  　　(i)　当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者の延月数の合計  　　(ii)(当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計＋当該事業所における評価対象期間の新規終了者数の合計)÷2  ロ　イ(i)における利用者には、当該施設の利用を開始して、その日のうちに利用を終了した者又は死亡した者を含みます。  　ハ　イ(i)における利用者延月数は、利用者が評価対象期間において当該事業所の提供する訪問リハビリテーションを利用した月数の合計をいいます。  　ニ　イ(ii)における新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する指定訪問リハビリテーションを利用した者の数をいいます。また、当該事業所の利用を終了後、12月以上の期間を空けて、当該事業を再度利用した者については、新規利用者として取り扱います。  　ホ　イ(ii)における新規終了者数とは、評価対象期間に当該事業所の提供する指定訪問リハビリテーションの利用を終了した者の数をいいます。 |  | 平12老企36  第2の5(11)④ |
|  | ※　｢指定通所介護等の実施｣状況の確認に当たっては、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション終了者の居宅を訪問し、訪問リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ADL及びIADLが維持又は改善していることを確認します。なお、電話等での実施を含め確認の手法は問わないこと。 |  | 平12老企36  第2の5(11)⑤ |
|  | ※　「当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供」については、利用者の円滑な移行を推進するため、指定訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所へ移行する際に、「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」（平成30 年3月22日老老発0322 第2号）の別紙様式2―1及び2－2のリハビリテーション計画書等の情報を利用者の同意の上で指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所へ提供すること。なお、指定通所介護事業所等の事業所への情報提供に際しては、リハビリテーション計画書の全ての情報ではなく、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に示す別紙様式2－2―1及び2－2－2の本人の希望、家族の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの目標、リハビリテーションサービス等の情報を抜粋し、提供することで差し支えない。 |  | 平12老企36  第2の5(11)⑥ |
| 56  事業所評価  加算  （介護予防のみ） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚告127  別表3のロ注 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | イ　評価対象期間（各年1月1日から12月31日まで）における指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員数が10名以上となっていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　下記算定式を満たしていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | （要支援状態区分の維持者数＋改善者数×2）÷（評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数）≧0.7 |  | 平18-  0317001別紙1第2の4(11)① |
|  | ※標記対象期間 |  |  |
|  | 事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月 から12月までの期間 |  |  |
| 57  サービス  提供体制  強化加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た(介護予防)訪問リハビリテーション事業所が利用者に対し、(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表4のハ  平18厚労告127別表3のハ |
| (1)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | □ |  |
| (2)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | □ |  |
| 〔別に厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚労告95-14号 |
|  | イ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)  　指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいまか。 | いる  いない  該当なし |
|  | ロ　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  　指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者がいますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕  ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。 |  | 平12老企36  第2の5(12)  準用（3（9）⑥）  準用(平18-  0317001別紙1第2の2(9)⑥) |
|  | ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 |  | 平12老企36  第2の5(12)  準用（3（9）⑦）  準用（平18-  0317001別紙1第2の2(9)⑦) |
|  | ※(介護予防)訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)にあっては勤続年数7年以上の者が1名以上、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)にあっては勤続年数が3年以上の者が1名以上いれば算定可能です。 |  | 平12老企36  第2の5(12)②  準用(平18-  0317001別紙1第2の4(12)②） |